

取引規約

ベターライフ株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様から商品を買い取る取引（以下「買取取引」といいます。）及び当社がお客様に当社の商品（以下「当社商品」といいます。）を販売する取引（以下「販売取引」といいます。）に適用される規約は以下のとおりです。お客様は本規約に同意の上で買取取引又は販売取引をして頂きます。

第一条（買取対象品目）

当社が買取対象とする商品は以下のとおりです。

- (1) 金、プラチナ、銀、パラジウム地金及びスクラップ貴金属（以下「貴金属類」といいます。）
- (2) 宝飾品、ダイヤモンド製品及びダイヤモンドルース
- (3) ブランド品
- (4) その他当社取扱商品

第二条（買取の制限）

1. 海外製のインゴットの買取は、銘柄制限及び重量制限を設けております。また、海外製のインゴットの買取における当社からお客様への代金のお支払は銀行口座への振込の方法に限定致します。
2. ご利用される買取方法にかかわらず、海外製のインゴットの買取をご希望されるお客様には、当社所定の審査をさせて頂き、必要に応じて追加書類の提出も必要となります。
3. インゴット若しくは板材のみ又はこれら双方のみの継続取引は、当社所定の審査をさせて頂きます。また、当社の単独の判断により、買取をお断りさせて頂く場合がございます。
4. 同一デザインの地金を、大量又は少量であっても継続的に売却するお申込みは原則お受け致しかねます。

第三条（買取の方法）

買取の方法は、以下のとおりです。

- (1) お客様に買取をご希望される商品（以下「買取ご希望商品」といいます。）を当社の店舗にお持ち頂き、店舗にて売買契約を成立させる店舗買取（以下「店舗買取」といいます。）
- (2) お客様に買取ご希望商品を当社の店舗にご郵送頂き、当社が査定額をFAX、電子メール等でご連絡の上売買契約を成立させる郵送買取（以下「郵送買取」といいます。）
- (3) 当社の従業員がお客様の元に出向き、出向き先で査定の上売買契約を成立させる訪問買取（以下「訪問買取」といいます。）

第四条（査定について）

1. 買取ご希望商品の買取価格について、当社は、お客様から買取をご依頼頂いた買取ご希望商品の現物を実際に触り拝見し、査定致します。
2. 当社が必要であると判断した場合には、買取ご希望商品の部品（時計の裏蓋やベルト等を含みますが、これらに限られません。）を外して査定を行うことがあります。
3. 買取ご希望商品が未開封や新品の場合でも、動作確認又は物品確認のために必要なときは、開封致します。この場合において、当社の開封後に買取ご希望商品をお客様に返却する必要が発生したときでも、当社は開封による買取ご希望商品の価値への影響についての責任

は一切負わないものとします。なお、開封にご承諾頂けない場合、当社による査定金額の提示ができないことがあります。

4. 当社は、電話、電子メール又はLINEアプリ等で必要な情報を頂き、遠隔での査定を提供する場合もあります。ただし、この場合、現物を確認していないため正式な査定ではなくあくまで参考価格（金額）としての提示となります。売買契約成立前には、改めて第1項の現物の査定を実施し、当該現物査定に基づくご提示価格が買取価格となりますので、ご了承ください。

第五条（貴金属類の買取価格）

1. 貴金属類の買取価格は、以下のとおりとします。

- (1) 店舗買取

当社の店舗にお持ち頂いた日に当社のコーポレートサイト（以下「当社コーポレートサイト」といいます。）で発表する価格

- (2) 郵送買取

買取ご希望商品が当社に到着した日（当社店舗が現実に受領した日をいうものとし、当社店舗の休業日は含まれず、当該休業日の翌営業日となるものとします。以下同じ。）に当社コーポレートサイトで発表する価格

- (3) 上記のほか、精錬依頼でお預かりした貴金属類については、精錬結果後の返却日に、当社コーポレートサイトで発表する価格

2. 1項にかかわらず、為替の変動や相場の大幅な乱高下に応じ、当社は当日中に当社コーポレートサイト上に掲載する買取価格を変更する場合があり、その場合には以後、変更後の価格を買取価格とします。
3. 1項及び2項に定める業者買取価格は、お客様が、古物営業、貴金属類の販売・買取業又は時計、バッグ若しくは宝飾品の加工・修理業若しくは小売業を営む法人又は個人事業主（以下「法人等」といいます。）であることを、登記事項証明書、履歴事項全部証明書、古物営業法に基づく営業許可証その他の資料により合理的に証明したと当社が判断する場合に限り、適用するものとします。これらの事業を営む法人等に該当しないお客様（個人のお客様を含みます。）の買取価格は、当社が別途定める基準を適用します。

第六条（郵送買取の注意事項）

1. お客様が郵送買取を希望し、買取ご希望商品を発送する際には、事故防止のために十分な梱包の上、貴重品扱いで郵送するものとします。第十三条に定める本人確認書類等とともにご郵送ください。郵送中に生じる紛失、故障、破損等（以下「破損等」といいます。）について、当社は一切の責任を負いかねます。
2. 単なるお見積りの目的のみでお送りされた場合、当社の買取査定基準により査定不可能と当社が判断した場合又は買取計算書記載の額での買取に同意頂けない場合等、当社が買取をしない場合には、お預かりした買取ご希望商品は、お客様のご住所にご返送させて頂きます。当社からの返送にかかる費用はお客様の負担として、当社は着払で郵送します。

3. お客様においては、査定方法等に関する本規約の内容にご了承頂いた上で、当社に買取ご希望商品を預けることを了承するものと致します。

第七条（郵送買取の査定結果のご連絡）

郵送買取の場合、買取ご希望商品が当社店舗に到着後、原則として到着日当日中に査定結果をFAX、電子メール又はお電話にてご連絡致します。FAX又は電子メールの場合は次条第1項の買取計算書をもって行い、お電話の場合、別途、次条第1項の買取計算書をFAX又は電子メールにてお送りします。なお、FAX又は電子メール送付後には、買取計算書をお客様に郵送致します。

第八条（売買手順）

1. 査定完了後、郵送買取の場合は買取計算書をFAX又は電子メールにて、店舗買取及び訪問買取の場合には面前にて提示致します。お客様による買取金額の承諾をもって、売買契約の成立とします。
2. 売買契約が成立した時点で買取ご希望商品の所有権は当社に移転し、買取ご希望商品の返却又はキャンセルは一切お受けできません。
3. 古物営業法又は犯罪収益移転防止法に基づく書類等の不備又は不正があると判断した場合はお取引をお断りすることがあります。
4. 特定商取引に関する法律に定められた訪問買取のクーリングオフに関して、クーリングオフ期間に該当する通知書面がない場合は、クーリングオフ適用外となります。

第九条（お支払）

1. 売買契約成立後、買取代金を、店舗買取及び訪問買取の場合はその場での現金のお支払又はお客様の指定する銀行口座へのお振込みの方法で、郵送買取の場合はお客様の指定する銀行口座への振込の方法でお支払い致します。
2. お振込みでの入金の際の振込手数料は、買取代金が10万円未満（税抜き）の場合はお客様のご負担とし、10万円以上（税抜き）の場合は当社の負担と致します。

第十条（表明及び保証）

お客様は、当社に買取を依頼するにあたり以下の内容が真実であり、かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) 当社に対して提供する個人情報その他の情報に虚偽の内容が含まれていないこと。
- (2) 本人確認書類が偽造、変造したものではないこと。
- (3) お客様が買取ご希望商品につき正当な権原を有すること。
- (4) 買取ご希望商品の品位に誤りがないこと。
- (5) 買取ご希望商品が以下のいずれにも該当しないこと。
(ア)模倣品、改造品等の非正規品
(イ)盗品、委託物、遺失物、無主物、贋作、模造品、類似石、模造石、合成石
(ウ)第三者の著作権、商標権、意匠権、その他知的財産権その他の権利を侵害する物
(エ)犯罪行為によって生じ若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
など、刑法第19条第1項において没収することができると定められている物
(オ)第三者の担保権などが設定された物

第十一条（当社の責任範囲）

1. 査定のため買取ご希望商品をお預かりしている間に、当社の責めに帰すべき事由により買取ご希望商品が破損等した場合には客観的かつ合理的根拠に基づいた判断の上、お客様に對して補償をさせて頂きます。なお、当社に故意又は重過失がある場合を除き、破損等し

た日における当該買取ご希望商品の買取価格に相当する額を上限として損害賠償の責を負うものとします。

2. 前項にかかわらず、買取ご希望商品の価値に直接関わらない付属品（袋、レシート、箱、クリーニング袋、ハンガー等）に関する補償は致しません。
3. 当社の責めに帰すべき事由によらない買取ご希望商品の破損等や、時間又は移動に伴う自然劣化は補償の対象外とします。
4. 本条は、お客様の財産に対する当社の責任の全てを規定したものであり、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、お客様の逸失利益、間接損害、特別損害、弁護士費用その他の本条に規定のない損害を賠償しないものとします。

第十二条（預かり期間）

お預かりした買取ご希望商品の最大保管期間は、当社へ到着した日から6か月間とします。当該買取ご希望商品の到着から6か月間が経過し、かつ次の条件のいずれかに該当する場合、お客様は当該買取ご希望商品の所有権を当社に移転したものとし、当社の判断により当該買取ご希望商品を処分（廃棄、売却等）することに同意するものとします。

- (1) 当社からお客様に返却した（第二十二条第1項によって買取取引における売買契約が解除され、当社が第二十二条第5項に基づきお客様に売買契約の対象商品を郵送した場合を含みます。）買取ご希望商品が何らかの原因で当社に戻り、その後お客様と連絡がとれなくなつた場合
- (2) 当社内部の顧客管理システムにおける履歴上最後に連絡が通じた日から起算して、4週間以上お客様と連絡が取れなくなった場合
- (3) 買取ご希望商品が当社に到着した日から起算して4週間以上、当社が指定した書類が揃わない場合

第十三条（本人確認）

お取引の都度、当社WEBサイト（<https://goldking.jp/>）に記載の通り、本人確認書類のご提示をいただきます。

第十四条（書類の追完等）

1. 振込先口座名義は、お申し込みのお客様に限ります。
2. 当社は前条に基づき提示頂いた書類について、コピーを作成することができ、お客様はこれに同意するものとします。
3. 当社に提出又は提示頂いた書類に何らかの不備若しくは疑義等があると当社が判断した場合又は当社が必要と判断した場合には、当社は追加の手続若しくは書類の提出を求め、又は買取ご希望商品の買取を拒否することができます。
4. 当社にお届け頂いている本人特定事項等に変更があった場合には、お客様より当社に対し速やかにお届け出頂くものとします。

第十五条（未成年のご利用について）

当社の買取は、18歳未満の方のご利用はお受けしておりません。

第十六条（取得した情報の取り扱い等）

1. 第十三条に基づき提出頂いた書類のマイナンバー（個人番号）の記載部分のコピーは、支払調書作成のための入力後、当社にて確実に廃棄致します。伝票は、本人確認書類記載のご住所に取引書類を転送不要簡易書留にて送付致します。
2. 当社は、取得した個人情報、本人確認書類その他ご提出頂いた書類を古物営業法、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令で必要な範囲で使用するものとし、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い、適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めます。

第十七条（本人確認書類の提示）

お客様が当社商品を購入するにあたっては、第十三条に定める本人確認書類のご提示（代理人が購入する場合、代理人・委任者双方の本人確認書類のご提示）をお願い致します（お電話での申込みで口座振込による支払かつ郵送での受渡しの方法により地金を購入する場合、本人確認書類は地金に同封される返信用封筒にて当社にご提出頂きます。）。

第十八条（当社商品の購入）

お客様は当社の商品を購入することができます（地金の購入の場合のみ、お電話でのお申込みが必要です。）。

(1) 申込み

購入をご希望の当社商品（地金については種類及び重量）を確認の上、販売金額を提示致します。お客様による販売金額の承諾をもって、売買契約の成立とします。

(2) 決済方法

当社商品購入の際のお支払方法は、現金又は口座振込によるものとします（振込手数料はお客様負担とします。）。

(3) 当社商品の受渡し

(ア) 口座振込によるお支払の場合、入金確認後のお渡しとなります。

(イ) 郵送での受渡しをご希望の場合、お客様指定の住所宛に当社指定の運送業者により発送致しますが、購入代金が30万円（税抜）未満の場合、送料はお客様負担とします。

(ウ) 当社は、お客様による当社商品の受領後に生じた盗難、滅失、その他の危険及び損害について一切責任を負わないものとします。

第十九条（返品）

- 貴金属類は相場変動商品のため、返品や売買契約成立後のキャンセルはお受けできません。
- 購入頂いた当社商品については、返品や交換はお受けできません。

第二十条（お客様情報）

当社では、お客様の情報を以下の利用目的に必要な範囲で利用致します。

- 買取ご希望商品又は当社商品の郵送又は代金のお支払等、買取取引及び販売取引のため必要な場合
- 古物営業法に基づく警察からの正式な要請、情報開示依頼に応じた情報提供のため必要な場合
- 前二号のほか、本規約に定めた事項を当社が履行するにあたって当社が必要と判断する場合

第二十一条（禁止行為）

お客様は、当社との売買契約に際して、以下の行為を行ってはなりません。

- 虚偽の情報を提供する行為
- 当社の事業の運営を妨げ、又は、支障をきたすおそれのある行為
- 他のお客様、第三者、当社又は従業員に不利益や損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為

- (4) 他のお客様、第三者、当社又は従業員の著作権等の知的財産、プライバシー・人格権その他権利を侵害する行為又はそれらのおそれのある行為
- (5) 公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為又はそれらのおそれのある行為
- (6) 故意に複数回に分けて買取ご希望商品を郵送する行為又は明らかに査定・買取を目的とする行為
- (7) その他前各号に準ずる行為

第二十二条（売買契約の締結の拒絶、契約の解除等）

- 1. お客様が、第十条（表明及び保証）の規定、第二十一条（禁止行為）の規定その他本規約上のお客様の義務に違反していることが判明し又はその疑義があると当社が判断する場合、当社は、お客様との売買契約を締結せず、又はお客様との売買契約を無催告で解除できるものとします。
- 2. 前項のほか、以下の場合、当社はお客様との売買契約を締結しないことがあります。
 - (1) 本人確認書類に不備がある場合
 - (2) 過去に当社との取引で不履行があった場合
 - (3) その他当社が売買契約を成立させるのに不適当と判断した場合
- 3. 買取取引の売買契約の成立後6か月以内に、当社がお客様から買い取った商品を再度査定し、買取に当たりお客様に提示した査定結果と再査定結果に相違があると当社が判断した場合、当社は当該売買契約を無催告で解除し、又は解除することなく、買取に当たりお客様に提示した査定結果と再査定結果との差額の返金を求め、若しくはお客様の当該返還債務と当社がお客様に対し負う金銭債務を対等額で相殺することができるものとします。
- 4. お客様は、当社が客観的に合理的な理由に基づき第1項、第2項又は前項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社に対し、いかなる異議、苦情も申し述べないものとします。
- 5. 当社が第1項又は第3項の規定に基づき買取取引の売買契約を解除した場合、お客様は、当社に対し直ちに支払済みの買取金額の全額を返金するものとし、当社は当該返金を確認次第、速やかに当社の買い取った商品をお客様に返送します。この場合、当社は、返金に代えて、当該解除に基づくお客様の当社に対する買取金額の返還債務と、当社がお客様に対し負う金銭債務を対当額で相殺することができるものとします。また、当社が第1項の規定に基づき販売取引の売買契約を解除した場合には、お客様は、直ちに当社に当社商品を返送するものとし、当社は当該商品を受領次第速やかにお客様に販売金額の全額を返金するものとします。商品の返送に要する費用はお客様の負担とします。返送中に生じた商品の破損等については、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は責任を負わないものとします。

第二十三条（反社会的勢力の排除）

- 1. お客様は、以下の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。（反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者も含みます。）
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。（反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者も含みます。）
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、売買契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと及び過去に行ったことがないこと。
 - (ア) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (イ) 当社の業務を妨害し場合又は妨害するおそれのある行為
 - (ウ) 当社に対する暴力的な行為や詐術、脅迫的な言辞を用いる行為

- (エ) 当社の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為
 - (オ) 真偽にかかわらず、自身又はその関係者が反社会的勢力である旨を関係者に認識させる言動又は示唆をする行為
 - (カ) 反社会的勢力と取引をする行為
 - (キ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する行為
 - (ク) 反社会的勢力を不当に利用する行為
 - (ケ) 反社会的勢力を自らの運営、経営に関与させる行為
 - (コ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持つ行為
 - (サ) その他前各号に準ずる行為
2. 当社は、お客様が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なく全ての売買契約を解除できるものとします。また、これによりお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第3号の確約に反し売買契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第4号の確約に反する行為をした場合

第二十四条（外国PEPsの報告）

お客様が外国PEPs（Politically Exposed Persons：外国で公的に高位の職位にある者）に該当する場合には、速やかに当社にご報告頂くものとします。虚偽の申告と判明した場合には、予告することなく全ての取引を停止・契約を解除できるものとします。また、これによりお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第二十五条（利用規約の改訂）

当社は、本規約の内容を当社の都合により改訂することがあります。当社が本規約を改訂する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当社コーポレートサイトへの掲載その他の適切な方法により、本規約を改訂する旨、改訂後の本規約の内容及び効力発生日を周知するものとします。なお、効力発生日後、お客様において変更された取引を利用した時点で、変更した規約に御承諾いただけたものとみなします。

第二十六条（準拠法・管轄）

本規約の解釈及び適用は、日本法に準拠します。また、本規約に関する当社とお客様間の全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成：2025年11月1日